

別表第3 家庭的保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦	
					処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ	
10/100 地域	3号	保育標準時間認定 <hr/> 保育短時間認定	167,850 +	1,590 × 加算率 +	5,190 +	50 × 加算率 +	利用子どもが4人以上の場合 28,310 利用子どもが3人以下の場合 24,130	280 × 加算率 + 240 × 加算率

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨ 処遇改善等加算 I			減価償却費加算 ⑩ 加算額 標準 都市部		賃借料加算 ⑪ 加算額 標準 都市部								
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	+	50,100	+	35,390	+	350	×	加算率	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600
		保育短時間認定	+	44,550											B地域	25,600	28,400
															C地域	22,300	24,800
															D地域	20,000	22,200

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合 ⑭			
					月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	6,170	$(④+⑤+⑧) \times 19/100$	1,280	2,560	3,830	5,110
		保育短時間認定		$(④+⑤+⑧) \times 19/100$	1,050	2,090	3,140	4,190

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A : 処遇改善加算Ⅱ－① $48,900 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする
		B : 処遇改善加算Ⅱ－② $6,110 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	
処遇改善等加算Ⅲ	⑯	$9,960 \times \text{平均年齢別利用子ども数}$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 平均年齢別利用子ども数については、別に定める
冷暖房費加算	⑰	1 級 地 1,800 4 級 地 1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,590 その他地域 110	
		3 級 地 1,570	
除雪費加算	⑱	6,120	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑲	$154,880 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉔	$160,000 \text{（限度額）} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉑	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ($76,960 + 760 \times \text{加算率}$) $\div \text{各月初日の利用子ども数}$	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ($50,000 + 500 \times \text{加算率}$) $\div \text{各月初日の利用子ども数}$	
		C 基本額 $10,000 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	
第三者評価受審加算	㉒	$150,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	㉓	別に定める額 \times 年齢別平均利用児童延べ数 $\div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	※1 3月初日の利用子どもの単価から減算 ※2 年齢別平均利用児童延べ数については、別に定める

国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に係る別に定める額 家庭的保育事業（保育認定）

地域区分	国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合
10/100 地域	1,030